

日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れていくために ～「日系定住外国人施策に関する基本指針」の策定

内閣府定住外国人施策推進室

増加する日系定住外国人

2010年7月に法務省入国管理局が発表したデータによれば、2009年末現在の外国人登録者数は2,186,121人（約219万人）で、わが国総人口の1.71%を占めています。

このうち、ブラジル人登録者数は、約27万人と、2008年末に比べて約4.5万人減少しながらも、1988（昭和63）年の約4千人と比べると大きく増加しています。また、ペルー人登録者数も、2009年末現在で約6万人と、2008年末に比べて約2千人減少しながらも、1988年の約860人と比べると大きく増加しています。

彼らの多くを占めるのは、日本人の子孫としてわが国と特別な関係にあることに着目してその受け入れが認められ、わが国に在留する、ブラジル人、ペルー人を中心とする日系人およびその家族（以下、これらの人々を「日系定住外国人」という）です。

日系定住外国人は、1988年以降入国が急増し、一定の地域において多数居住することになり、現在では、「出入国管理及び難民認定法」に基づく「定住者」「日本人の配偶者等」などの、身分または地位に基づく在留資格で在留しており、活動に基づく在留資格により入国した人々と異なり活動内容に制限がなく、自由に就労できます。

彼らは、これまでは主として派遣・請負等の雇用形態で製造業などに雇用されており、労働者派

遣事業者や請負事業者が生活全般の面倒を見たことにより、日本語を介した日本社会とのかかわりを持たなくても生活が可能であったため、長期にわたり居住しながら日本語能力が不十分な人々も多く見られますが、2008年秋以降の世界的な経済危機により、従来の形の就労が不可能になり、再就職も難しく、生活困難な状況に置かれる人々が増加しました。

このため、国では、2009年1月に内閣府に「定住外国人施策推進室」を置くとともに、同月に「定住外国人支援に関する当面の対策について」を、同年4月には「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめ、関係省庁連携して、日系定住外国人の支援に取り組んできました。

こうした中、前述の登録者の推移からもうかがえるように、就職の見込みがない者など日本での生活を断念する人々は相当数帰国したものと思われませんが、日本に残り続けている人々も多数に上っており、日本での暮らしが長期に及んだ人々はこのまま定住を希望する傾向にあります。

「日系定住外国人施策に関する基本指針」の策定

国としては、こうした状況を踏まえ、日系定住外国人が集住する地方自治体からの要望もあることから、緊急の対策にとどまらない国の体系的・総合的な方針として、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（以下「基本指針」という）を、

日系定住外国人施策に関する基本指針の策定について

本年8月31日に、内閣府特命担当大臣（定住外国人施策）を議長とし、関係省副大臣等により構成される「日系定住外国人施策推進会議」において策定しました。

基本指針では、日系定住外国人施策の基本的な考え方として、「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすることが必要」であるとしています。

この考え方に沿って、日系定住外国人が置かれている状況などを踏まえ、5つの分野についての対応を記載しています。

第1は、「日本語で生活できるために」として、日本語習得のための体制の整備や、各種手続の機会を捉えて日本語教育を受けることを促すなどとしています。

第2は、「子どもを大切に育てていくために」として、異なる文化に配慮しつつ、日本の公教育を受ける機会を保障するとともに、外国人学校に通う意向にも配慮し、各種学校・準学校法人化の促進等に取り組むこととしています。

第3は、「安定して働くために」として、厳しい再就職環境にある中で、日系定住外国人の就職を進めるために、就職に必要な日本語能力や職業能力を向上させるとともに、多言語での就職相談や就労の適正化のための取り組みを推進することとしています。

第4は、「社会の中で困ったときのために」として、教育、年金、医療、母子保健、防災・防犯等、生活の中で最低限知らないと不利益となるおそれのある情報について、国と地方自治体が相ま

日系定住外国人

【定義者】「日本人の配偶者等」等の在留資格で入国・在留する日本人及びその家族

- 昭和63年以降急増。日本語能力が不十分な者が多い。
- 平成20年秋以降の経済危機により、再就職が難しい等の理由により生活困難な状況に置かれる人が増加。帰国者も多数。

【ブラジル人定住者数】
 昭和63年：約4千人 → 平成20年：約31万人
 → 平成21年：約27万人(前年比約4.5万人減)

【ペルー人定住者数】
 昭和63年：約840人 → 平成20年：約6万人
 → 平成21年：約6万人(前年比約2千人減)

※日本人だけでなくブラジル人、ペルー人全体の登録者数

これまでの国の取組

- 内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置(平成21年1月)
- 「定住外国人支援に関する当面の対策について」(平成21年1月)
- 「定住外国人支援に関する対策の推進について」(平成21年4月)

教育、雇用、住居、情報提供などが主な内容。

その後の動き

- 帰国者の増加により外国人登録者数は減少に転じたが、日本での暮らしが長期に及んだ者はこのまま定住を希望する傾向。
- 「多文化共生推進協議会」(教育、雇用、住居)と「外国人雇用推進協議会」(教育、雇用、住居)の両方から、国としての体系的・総合的な方針策定の要望。

国として日系定住外国人施策に関する基本指針を策定することが必要

「日系定住外国人施策に関する基本指針」の概要

【基本的な考え方】

- 日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする。

- 日本語で生活できるために**
 - 日本語習得のための体制整備／各種手続での日本語習得の促進
 - 多言語による相談体制の整備／生活に必要な最低限の情報の多言語化
- 子どもを大切に育てていくために**
 - 日本の公教育を受けられる機会を保障
 - 外国人学校に通う意向への配慮
- 安定して働くために**
 - 就職に必要な日本語能力や職業能力の向上
 - 多言語での就職相談、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
 - 日系定住外国人を雇用する企業の役割の検討
- 社会の中で困ったときのために**
 - 生活の中で最低限必要な情報の正確かつ迅速な提供
 - 年金、医療、母子保健などの社会保障や居住の安定確保
- お互いの文化を尊重するために**
 - 1～4の施策推進に当たり、国籍などが異なる人たちであっても、お互いの文化を尊重しながら共に生きていくことが重要であることに留意

基本指針に盛り込まれた事項について、更に各府省庁で検討し、平成22年度末を目途として「行動計画」を策定。

※詳しくは、定住外国人施策推進室ホームページを参照

って正確な情報提供をできる限り迅速に行うなどとしています。

第5は、「お互いの文化を尊重するために」として、国籍などが異なる人たちであっても、お互いの文化を尊重しながら共に生きていくことが重要であり、施策推進にあたってこの点に留意することなどについて記載しています。

そして、これらの方針を踏まえ、それぞれの分野において国として今後取り組むまたは検討する施策を具体的に列挙しており、基本方針を踏まえさらに各府省庁で検討を行い、本年度末を目途として策定する行動計画に反映させることとしています。

なお、同様の課題を抱える他の在日外国人も可能な限り施策の対象にすることが望ましいと考えられることから、基本指針にはその旨を付記しています。

国では、引き続き、地方自治体などとも連携しながら、日系定住外国人の人々が日本社会の一員として受け入れられるよう、さまざまな取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

(参考)

- 定住外国人施策推進室ホームページ <http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>
(当面の対策、対策の推進および基本指針の概要、本文も掲載)
- 定住外国人施策ポータルサイト <http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html>